

北海道総合開発計画のあり方等について

はじめに

検討の背景

1 地方分権下における、新たな国と地方公共団体との関係における計画策定、推進の在り方が求められている。

第2次地方分権推進計画

- ・ 全国計画の内容を国が本来果たすべき役割に係る事項に重点化
- ・ 全国計画について、地方公共団体との関係の法制上の明確化
- ・ 北海道計画、沖縄計画の在り方については、特殊事情にかんがみ別途検討
沖縄振興特別措置法制定の動き（計画体系の再編）
- ・ 振興計画（知事が原案作成、内閣総理大臣が決定、10ヵ年計画）
- ・ 個別計画（観光振興、情報通信等）は知事が作成（アクションプラン5年以内計画）

2 国の策定する総合開発計画の在り方について検討が進められている。

国土審議会基本政策部会中間報告

- ・ 国土計画の課題（開発から国土管理へ）
- ・ 新たな国土計画制度
- ・ 特に、広域ブロック計画のあり方との関係

3 北海道開発の意義、計画システムの実質的な変化にどのように対応していくか
現行法における北海道総合開発計画策定の目的（国民経済の復興及び人口問題の解決）に置き換えられる、今日的な意義があるか。また、それは国民的な合意を得られるか。

第4期計画（S53.2）以降、北海道が独自の長期計画を策定してきている。

1 総合開発計画の必要性について

北海道開発の今日的な意義

- ・ 現行の開発法の目的を今日的な目的に置き換えることが出来るか。それが、国民的な合意を得ることが出来るか、すなわち、特別措置を北海道に講じることの法的根拠になり得るか。
- ・ 6期計画を上回る明確な意義は見出せるか。(別紙1)
- ・ 北海道の「異質性」「特別な地域」という認識は国民の中にある。
- ・ 「国家的な課題に応える」という意義だけにこだわることなく、他地域に先駆けて地域開発のモデルを目指すという理念があってもいいのではないか。
- ・ 地方分権、グローバル化、新たな国土管理等への対応を先駆的行なうことは、日本社会全体にとっても意義を有する。
- ・ 例えば、グローバル化に対応しうる開かれたモデル地域 北方圏構想以来の伝統

政策手法としての総合開発計画の意味

- ・ 予算の一括計上、公共事業費の高率補助等の北海道に対する特例措置等を担保していくうえでの意味
- ・ 計画策定、推進段階での総合調整機能(たて系の構造の中で、地域政策という、よこ系を通していくためには、総合計画の存在は必要。)
- ・ 国土面積の20%の管理、特に貴重な自然環境の保全管理についても計画手法としてとり入れることが必要(国土利用計画法との関係)

開拓期以来の伝統(他地域に先駆けて計画的な整備が進められてきた地域)

<北海道における総合開発行政システムの変遷>

| 期間 | 行政主体 | 総合計画 |
|-----------|----------------|------------------------------|
| 1869~1882 | 開拓使 | 10ヵ年開拓計画 |
| 1882~1886 | 3県(函館、札幌、根室)1局 | |
| 1886~1947 | 内務省北海道庁 | 拓殖計画(1期、2期) |
| 1947~1950 | 各省庁 北海道 | |
| 1950~2001 | 北海道開発庁 北海道 | 北海道総合開発計画(1~6) 北海道計画(1~3) |
| 2001~ | 国土交通省 北海道 | 同上 |

- ・ 総合開発行政システムと総合開発計画との連携によって安定的に進められてきた地域開発政策の伝統
- ・ 現在までの総合開発計画システムの経験を生かして、時代変化に対応したより発展的な地域開発計画システム実現を目指していくことが、求められているのではないか。

2 北海道総合開発計画の課題

- 戦後の北海道総合開発政策の経験から -

計画内容の変化

- ・ 目標、参考指標の変遷
- ・ 事業実施基本計画、施設整備計画、プロジェクト計画から指針（ビジョン）へ
- ・ 国、地方公共団体、民間の分担が不明確に

計画推進手法について

- ・ 公共投資政策 安定的な基盤整備
- ・ 総合プロジェクト方式
- ・ 産業政策の限界
- ・ 公共投資政策手法のみの限界
- ・ ソフトな政策分野への展開と、国土管理政策との調整

北海道庁の関与

- ・ 第4期計画以降、北海道独自の計画策定を進めてきている
- ・ 北海道開発法第3条（地方公共団体の意見の申し出）に基づく現行システムが国民に理解され得るか。新たな仕組みが必要では。

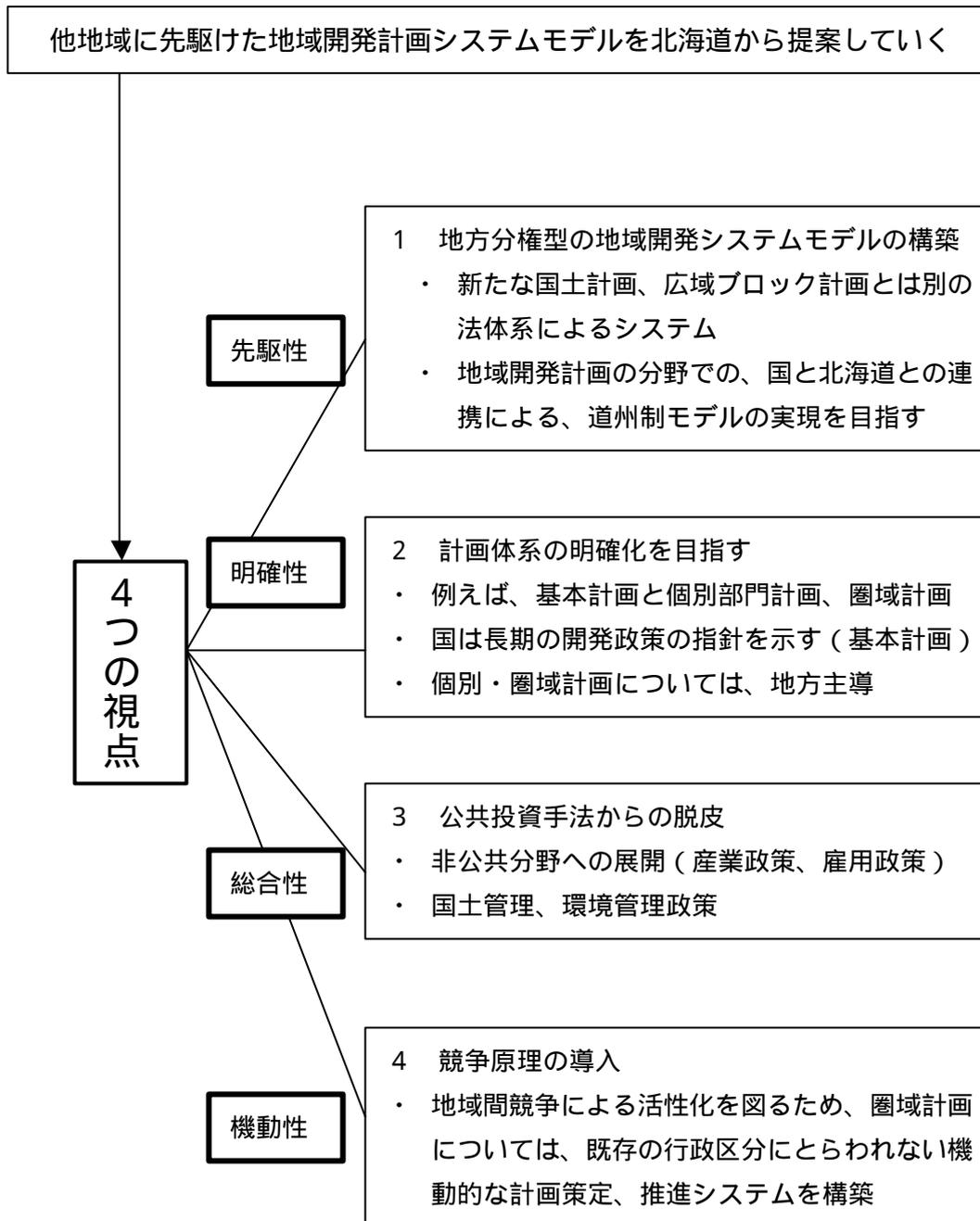
地域区分の思想の変遷（別紙2）

- ・ 北海道全域に対する画一的な施策展開の限界
- ・ 既存の行政区域を超えた計画区域の難しさ
- ・ 6圏域区分で安定
- ・ 計画システムとしての圏域のあり方
- ・ 地域間競争原理の導入による北海道の活性化

地域開発計画システムと地域開発体制 - ヨーロッパの動き -

- ・ フランスにおける region の変遷
地域開発の単位が競争力ある地方自治体の創出へ
- ・ フィンランドにおける広域連合
市町村の広域連合と地域開発単位の融合

3 検討の方向



北海道開発の今日的意義について

「北海道が我が国の発展にどのような形で貢献していくべきか」について各委員から出された意見は、概ね、第6期北海道総合開発計画において示されている北海道の役割に分類整理することができる。

- 1 地球規模に視点を置いた食料基地の実現
(委員意見)
 - ・安全な食糧の生産・備蓄基地
- 2 自然的・地理的特性を生かした北の国際交流圏の形成
(委員意見)
 - ・北東アジア、北太平洋圏の交流の玄関口
- 3 大きな環境容量やゆとりある生活環境を生かした観光・保養基地の形成
(委員意見)
 - ・リーズナブルで品質の高い余暇空間の提供、北海道の自然の特殊性を生かした観光の提供
- 4 恵まれた環境や資源の次世代への継承と、環境・エネルギー問題の解決への貢献
(委員意見)
 - ・恵まれた自然環境、資源の保全と持続的利用
 - ・リサイクル産業の基地
 - ・北海道における広大な土地等の資源や恵まれた自然を生かし、先駆的な取り組みを行うこと(循環型社会の先駆的実現など)
- 5 恵まれた資源や環境を活用した多様な自己実現や交流・生活の場の提供
(委員意見)
 - ・「癒し」、「安らぎ」の土地
 - ・多自然居住など多様な価値観に対応したコミュニティ形成
 - ・新たなライフスタイル実現の場
 - ・寒冷地対応技術の開発・活用等(特に土木建築分野等)
 - ・人材育成、高等教育の拠点
 - ・個人のニーズに対応するためのきめ細かい生産、加工、流通システムの構築
 - ・安全で安定した国土の保全
 - ・経済の低成長や人口減少という状況においても生活の豊かさを実感できる社会の形成

北海道総合開発計画等における地域区分の思想の変遷

作成：釧路公立大学地域経済研究センター小磯修二

